

守口市

花と緑の基本計画



令和6年3月
守口市

緑の豊かさを感じる 快適なまちへ

豊かな緑は、安らぎを感じる景観を形成するとともに、子どもの遊び場や様々な地域活動の場として利用され、日常の生活に憩いをもたらしています。また、災害時には、避難場所や延焼遮断帯として機能するほか、雨水の浸透によって豪雨被害を緩和するなど、人々の安全な暮らしを守ります。さらには、近年深刻化しているヒートアイランド現象の防止や大気の浄化など、地球規模での環境問題への対応にも寄与し、私たちの暮らしを支える基盤となっています。

本市では、この緑を保全し、また、緑・花を推進するため、平成 13 年 10 月に「花と緑の基本計画」を策定し様々な施策に取り組んできました。

本市の魅力を高めていくためには、緑が持つ多様な機能により、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に柔軟に対応していくことが重要となります。

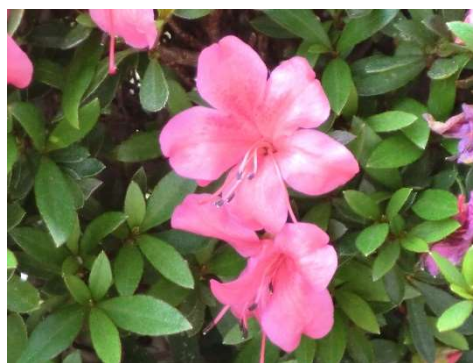
この度改定した「花と緑の基本計画」では、緑が都市へもたらす効果に着目し、社会における様々な課題に対応する「グリーンインフラ」の取組を推進するものとなっています。

緑の豊かさを感じる快適なまちを目指して各施策を展開していきますので、市民、事業者の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



市の木「くすのき」

樹木類の中でもっとも寿命が長く、また強健な樹木であり、形態も雄大である。人の多く集まるところに植樹されており、市民との生活にも結びつきが深く、古くから親しまれている。



市の花「さつき」

花が大衆的で栽培、増殖も容易で、また色彩感にあふれているため、今後ますます広く普及し、多くの市民が愛好するにふさわしい花である。

守口市花と緑の基本計画目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画の改定にあたって	1
1-2 花と緑の基本計画とは	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 計画のフレーム	4
1-5 本計画で対象とする緑	6
1-6 緑の機能	7
1-7 緑をめぐる動向	8
第2章 緑の現況と課題	12
2-1 緑の成り立ち	12
2-2 緑の現況	13
2-3 緑に関する課題	21
第3章 計画の基本方針と目標	22
3-1 基本理念	22
3-2 基本方針	23
3-3 緑の将来都市像図	24
3-4 緑の将来目標	25
第4章 施策の展開	26
4-1 施策の体系	26
4-2 施策の内容	27
第5章 花と緑の基本計画の実現方策	39
5-1 進行管理	39
5-2 進捗管理	40
資料編	41
緑に関するアンケート調査結果	41

第 1 章 計画の基本的事項

1-1 計画の改定にあたって

本市では、都市緑地法に基づいた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、「守口市花と緑の基本計画」(以下「本計画」という)を平成 13 年 10 月に策定し、平成 26 年 3 月には令和 5 年度を目標年次とした本計画の改定を行ってきました。本計画は、市の現状を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑・花の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的とし、緑豊かで快適な都市づくりの指針となるものです。

また、本市では平成 30 年 3 月に「守口市立地適正化計画」を策定して以降、令和 3 年 3 月に「第 6 次守口市総合基本計画」及び「守口市都市計画マスタープラン」を策定し、社会情勢の変化等に対応しながら、計画的にまちづくりを進めてきました。

本計画の目標年次である令和 5 年度を迎え、現行計画の評価を行った上で、上位計画等との整合を図りつつ、都市における良好な生活環境を形成するために、時代に即した将来像の実現に向け改定を行うものです。



大枝公園



守口市駅前ロータリー

1-2 花と緑の基本計画とは

都市緑地法第4条第1項の規定では、市町村は都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実現するため基本計画を定めることができるとされています。

本計画は、快適な生活環境の創造を図るために、質の高い緑の創出、緑の保全や普及を総合的かつ計画的に推進していく指針となります。



当初計画（平成13年10月策定）



前計画（平成26年3月策定）

なお、本計画では、良好な環境の象徴である『緑』と私たちの心にゆとりと潤い、そして安らぎを与えてくれる『花』とを結び付けた緑化を推進していくことから『緑化』を『緑・花(りょっか)』と表記しています。

1-3 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」及び「みどりの環境をつくる条例」に基づき、本市が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。また、「第6次守口市総合基本計画」、「守口市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「守口市公園マスタープラン」、「守口市地域防災計画」等、また、広域的な視点から大阪府における「みどりの大阪推進計画」と整合を図り、策定するものです。

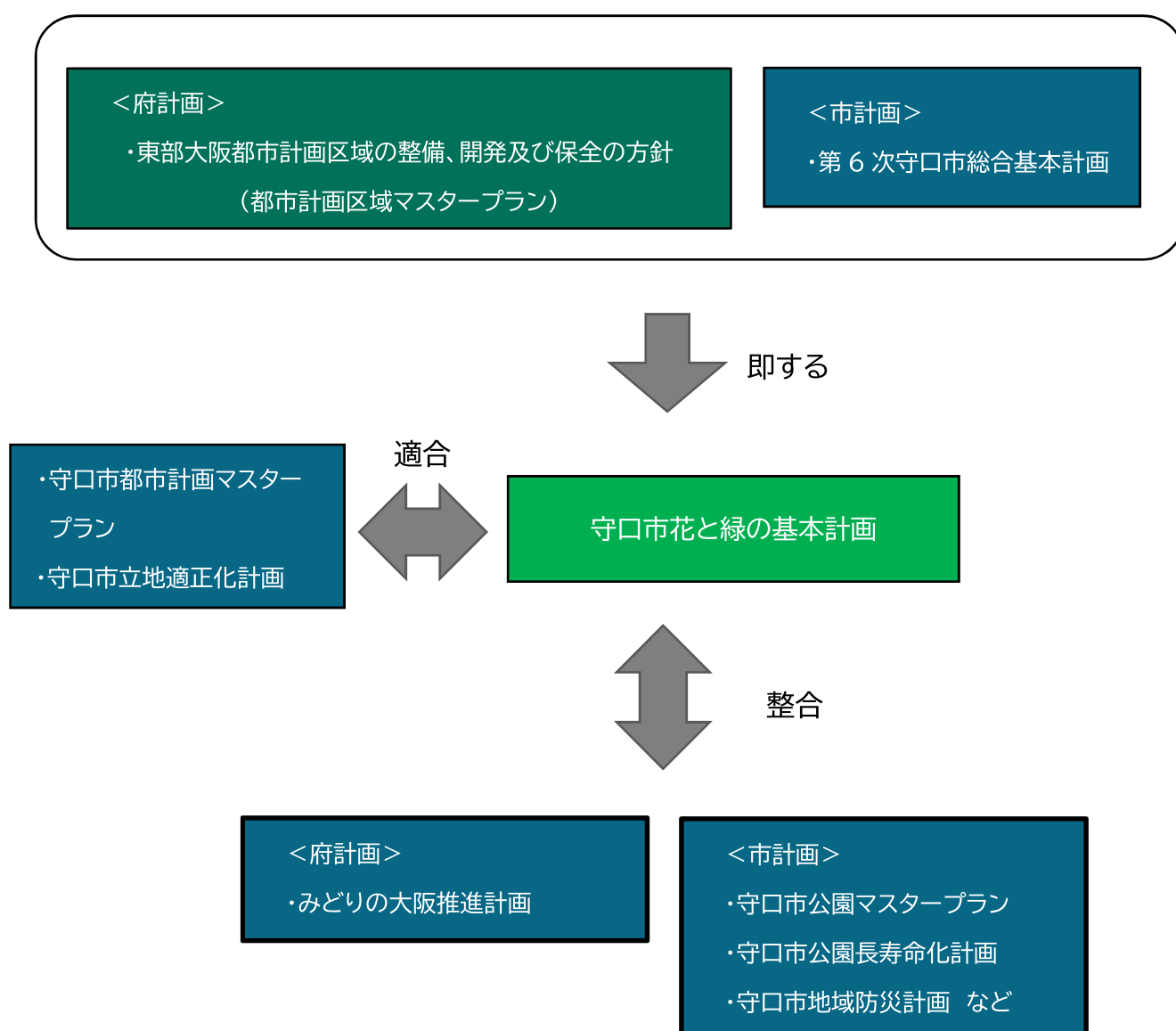


図1 計画の位置付けイメージ

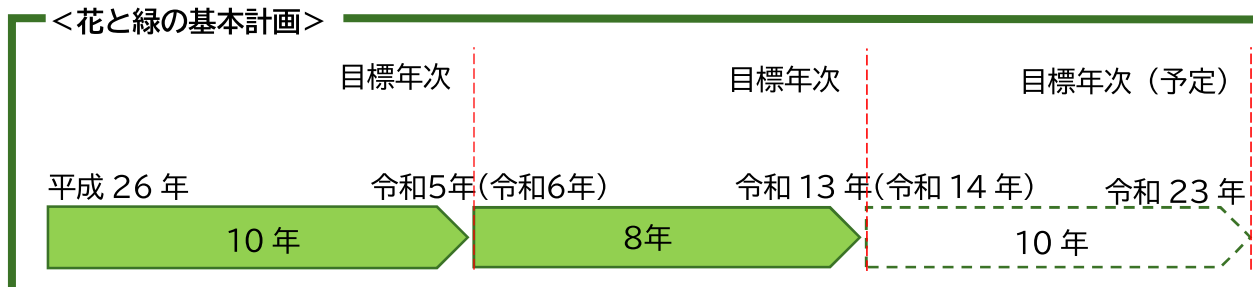
1-4 計画のフレーム

(1) 計画の期間

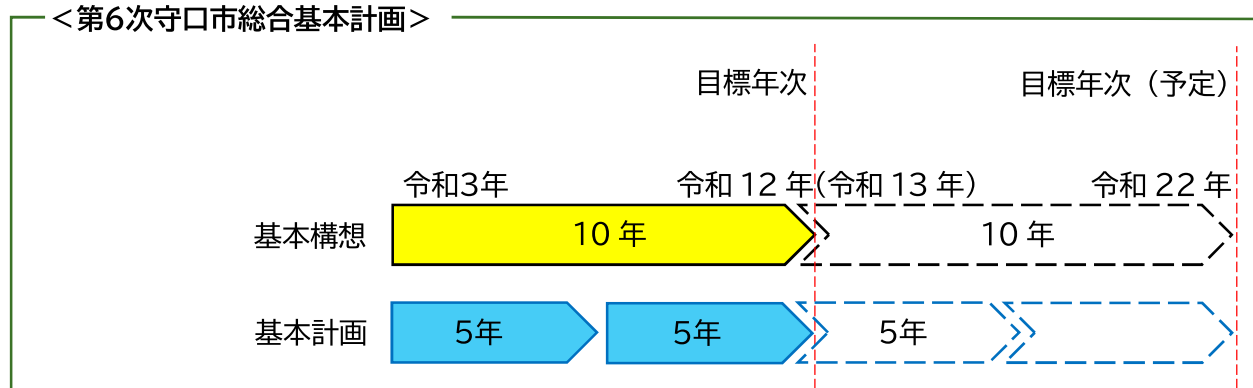
本計画では、上位計画である「第6次守口市総合基本計画」(計画期間:令和3年度～令和12年度)及び「守口市都市計画マスタープラン」(計画期間:令和3年度～令和12年度)の計画期間、さらには次期改定年次を見据え、目標年次を令和13年度とし、計画期間を令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

なお、社会動向の変化を踏まえて、必要に応じて適切に見直しを行います。

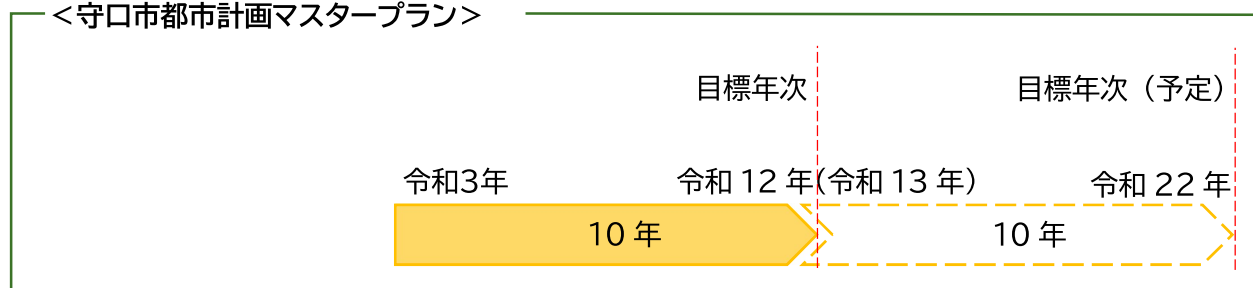
<花と緑の基本計画>



<第6次守口市総合基本計画>



<守口市都市計画マスタープラン>



(2)計画の対象区域

本計画の対象とする区域は、都市計画区域(市域全域)とします。

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
1,271ha	1,178ha	93ha

(3)将来人口

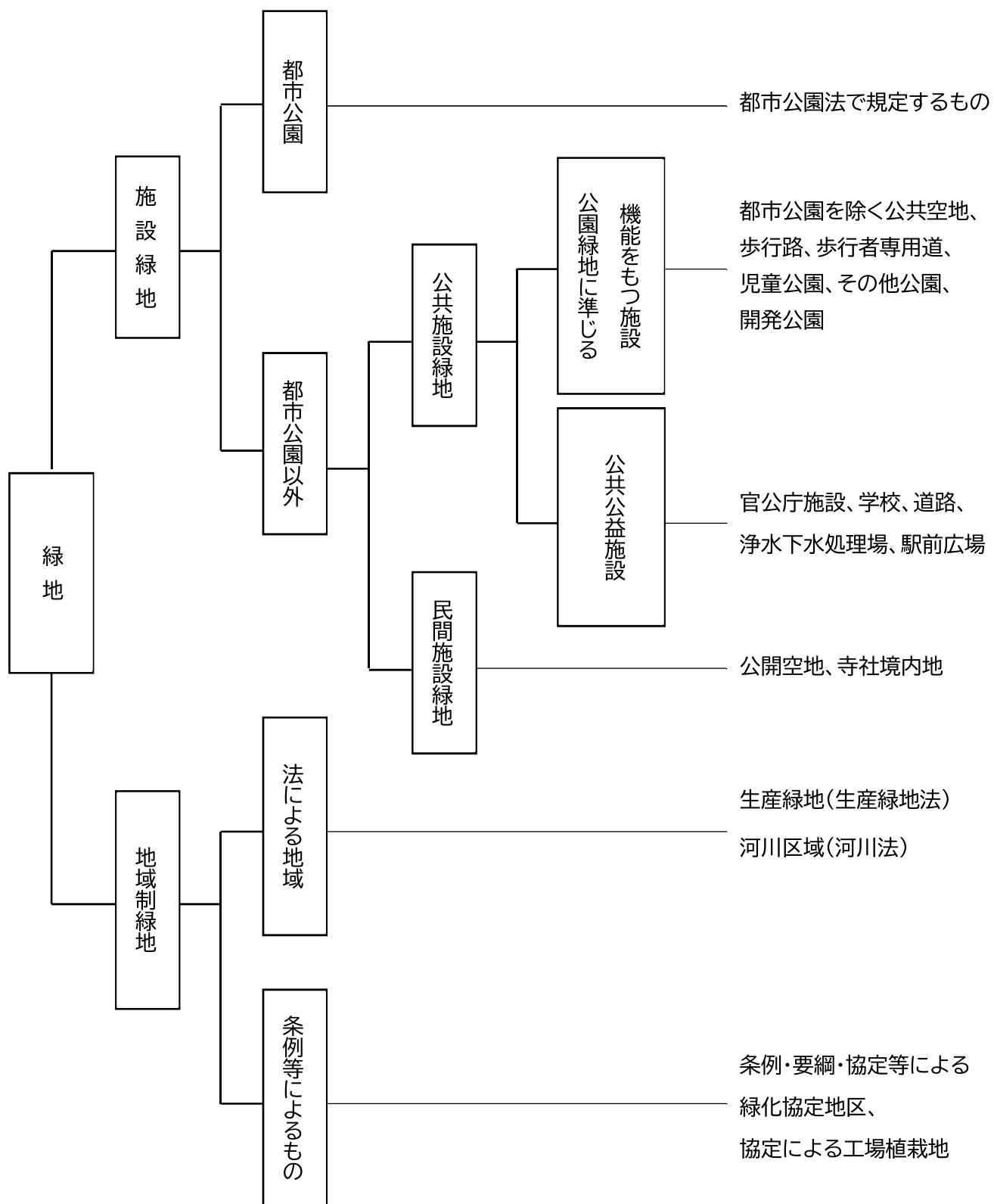
本計画の目標年次(令和 13 年度)における将来人口は、「守口市人口ビジョン」に基づき、133,976 人と見込みます。

現状 令和 5 年度(2023 年度)	目標年次 令和 13 年度(2031 年度)
141,255 人	133,976 人

(資料)現況の人口は、10 月 1 日現在(住民基本台帳)。目標年次の人口は「守口市人口ビジョン」の推計値に準拠

1-5 本計画で対象とする緑

本計画における緑地の分類は以下のとおりです。



1-6 緑の機能

都市における緑には、環境保全や景観形成、防災、レクリエーションといったさまざまな機能と役割があります。

① 環境保全

緑は緑陰をつくり、蒸散による放射冷却を行うことでヒートアイランド現象の緩和に効果があります。また、まとまった緑は騒音防止などの効果があります。



② 景観形成

人工的で恒久的な都市景観に花と緑が加わることで、彩り豊かな美しい景観を創出します。また、花壇等を整備することで、不法投棄を防止する効果もあり、まちの美化につながります。



③ 防災

公園等のオープンスペースは災害時に避難場所に位置づけられるほか、活動の拠点として重要な役割を担います。また、公園の緑は、延焼防止の効果があると期待されています。



④ レクリエーション

緑の持つ多様な機能を活用することにより、レクリエーションの場として利用され、地域のイベントなどでコミュニティ活動の場として広く利用されています。



1-7 緑をめぐる動向

(1) 社会動向

地球温暖化の影響による集中豪雨をはじめとする自然災害が全国で頻発するなど、私たちの生活を取り巻く自然環境の問題は日々深刻化しています。

こういった自然災害をきっかけとして、台風や豪雨などによる自然災害を軽減させる農地や災害時の避難場所となる公園・緑地など、緑が有する役割に大きな期待が寄せられています。

また、目まぐるしく変化する昨今の社会情勢の変化等により、私たちの生活様式が変容し、日常の癒しや安らぎなどの生活の豊かさを緑に求めるようになるなど、緑の重要性が再認識されています。

(2) 国の動向

国においては、都市における緑とオープンスペースの政策に新たな展開がみられます。温暖化の影響や近年の社会情勢の変化などを背景に、安全・安心なまちづくりに加え、心の豊かさやゆとりを求めるものへ国民意識が変化するなか、緑が有する多機能性を地域や市民のために最大限に引き出す方向へと移行しています。

平成 23 年には都市緑地法運用指針が改定され、生き物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するための生物多様性の確保の視点が提示されました。

平成 29 年には、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの改正が行われ、市民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用が示されました。(表 1)

市街地の農地についても、生産緑地地区の指定要件の一つである面積要件を 500 m²から 300 m²に引き下げることが可能になったことや、生産緑地地区の都市計画決定後 30 年を経過するものについて、買取申し出期間を 10 年延長できる特定生産緑地制度が創設され、都市部の農地をより計画的に保全することができるようになりました。

令和元年には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が施行され、国から都道府県及び市町村に対して、私有林人工林面積、林業の就業者数、人口に応じた森林環境譲与税が交付されることとなり、現在、市町村の森林整備などへの活用が図られています。

また、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組であるグリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX 等の世界的潮流等を踏まえ、「グリーンインフラ推進戦略 2023」が公表され、取組が示されました。

表 1 各法律の改正概要

都市緑地法	都市公園法	生産緑地法
・民間による市民緑地の整備を促す市民緑地認定制度の創設 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充	・都市公園で保育所等の設置可 ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ・公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸 ・公園の活性化に関する協議会の設置	・生産緑地地区の一律 500 ㎡の面積要件を市町村が条例により引き下げ可能 (本市では 300 ㎡に引き下げ) ・生産緑地地区における建築規制の緩和(直売所等を可能に) ・特定生産緑地制度の創設

(3)国際的な動向

近年の国際的な動向として SDGs が注目されています。SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称です。

SDGs では、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を包括的に挙げ、「誰ひとり取り残さない」ことをめざし、達成すべき 17 の目標と 169 の達成基準、232 の指標を設けています。それを達成するために、途上国や先進国にかかわらず、国、地方公共団体のみならず、事業者、団体、市民など、あらゆる主体が持続可能な社会を築くために行動することが求められています。

緑のまちづくりにおいても、SDGs の考え方を踏まえ、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取組を推進していくことが必要です。本計画では、多様な主体と連携して取組を進めることで、以下に挙げる5の目標の達成に寄与します。





ちょっとひと息

～「グリーンインフラ推進戦略 2023」～

グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX 等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(令和元年 7 月)を全面改訂し、令和 5 年 9 月に新たな「グリーンインフラ推進戦略 2023」が策定されました。

本戦略では、グリーンインフラを官民が一体となってあらゆる社会資本整備やまちづくり等において反映させること、すなわち「グリーンインフラのビルトイン」により、人々が社会において、自然を守り育てるとともに、自然から持続的にその恩恵を受けながら、その中で様々な活動を行うという、以下のような「自然と共生する社会」の実現を目指すこととされています。

【4 つの取組】

- ① 自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会
- ② 自然の中で、健康で快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会
- ③ 自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会
- ④ 自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会

用語の説明

・グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

・ネイチャーポジティブ

自然生態系の損失を食い止め、回復させていくこと。2030 年ミッションとして、自然を回復軌道に乗せるため生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを目標としています。

・カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020 年 10 月に政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ※にすることを目標としています。

※「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

・GX(グリーントランスフォーメーション)

化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目標としています。



(資料)国土交通省「グリーンインフラ推進戦略2023」

第 2 章 緑の現況と課題

2-1 緑の成り立ち

本市は、江戸時代、淀川に面した京街道の宿場町として栄えたまちで、古くから淀川の豊かな水で育った田畑などの緑のなかに農業を営む集落が点在する水と緑に囲まれたまちでした。また、大阪市に隣接するなどの利便性により早くから産業都市として発展し、高度経済成長期は、豊富な財源により上下水道を始め、様々な市民サービスや学校等、多数の公共施設、社会資本を府内でもいち早く整えた「近代都市」として成長しました。その過程で、市街地の緑は徐々に失われていきました。

その後、平成 2 年に「自然と人間との共生」をテーマに、鶴見緑地で「国際花と緑の博覧会」が開催されたことを契機に、市民や民間事業者の間で花と緑への関心が高まったことなどにより、徐々にまちに緑が回復しました。

本市では、回復してきた緑を失わないように、平成 13 年 10 月に、「花と緑の基本計画」を策定し、平成 26 年 3 月には、本計画の改定を行い、計画の将来像である「緑あふれ、花かおる、ゆとりと潤いのあるまち守口」の実現に向け、花と緑のまちづくりを進めてきました。



守口市上空から見る街並み

2-2 緑の現況

(1) 都市計画区域内の用途地域の指定状況

本市の用途地域の指定状況は、図2-1のとおりです。

本市は全域が都市計画区域として、淀川河川敷を市街化調整区域、それ以外を市街化区域に指定しています。市街化区域においては、低層住居専用地域、工業専用地域、田園住居地域を除く9種類の用途地域を指定しています。

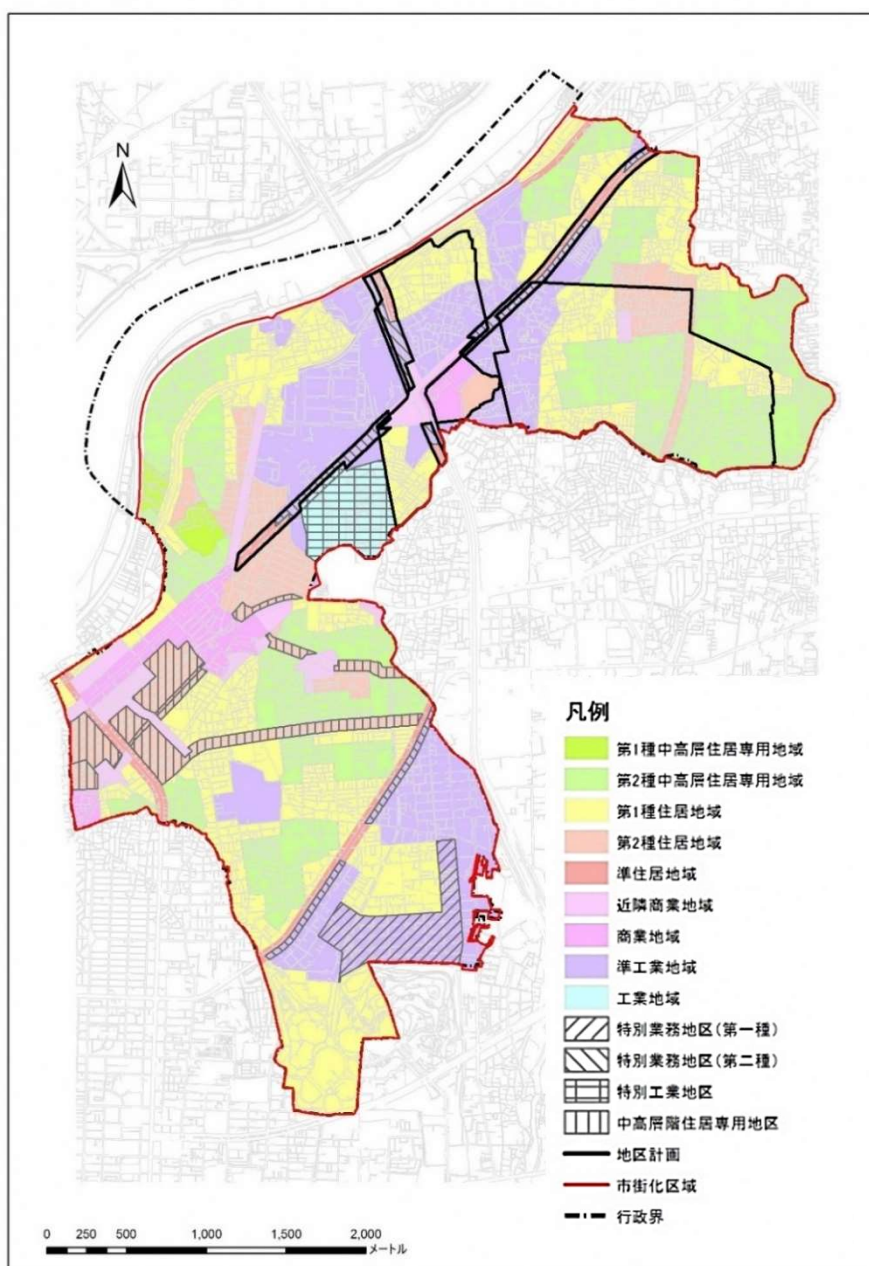


図2-1 用途地域の指定状況

(2)土地利用の現況

本市の土地利用の現況は、図2-2のとおりです。

商業業務地は、京阪守口市駅、大阪メトロ守口駅・大日駅周辺、京阪北本通、京阪土居駅周辺等の商店街、国道163号沿道等にみられます。工業地は、市の中央部の大規模な企業用地のほか、市南部等に分布しています。その他、一般市街地には主に低層の戸建て住宅地が広がっています。

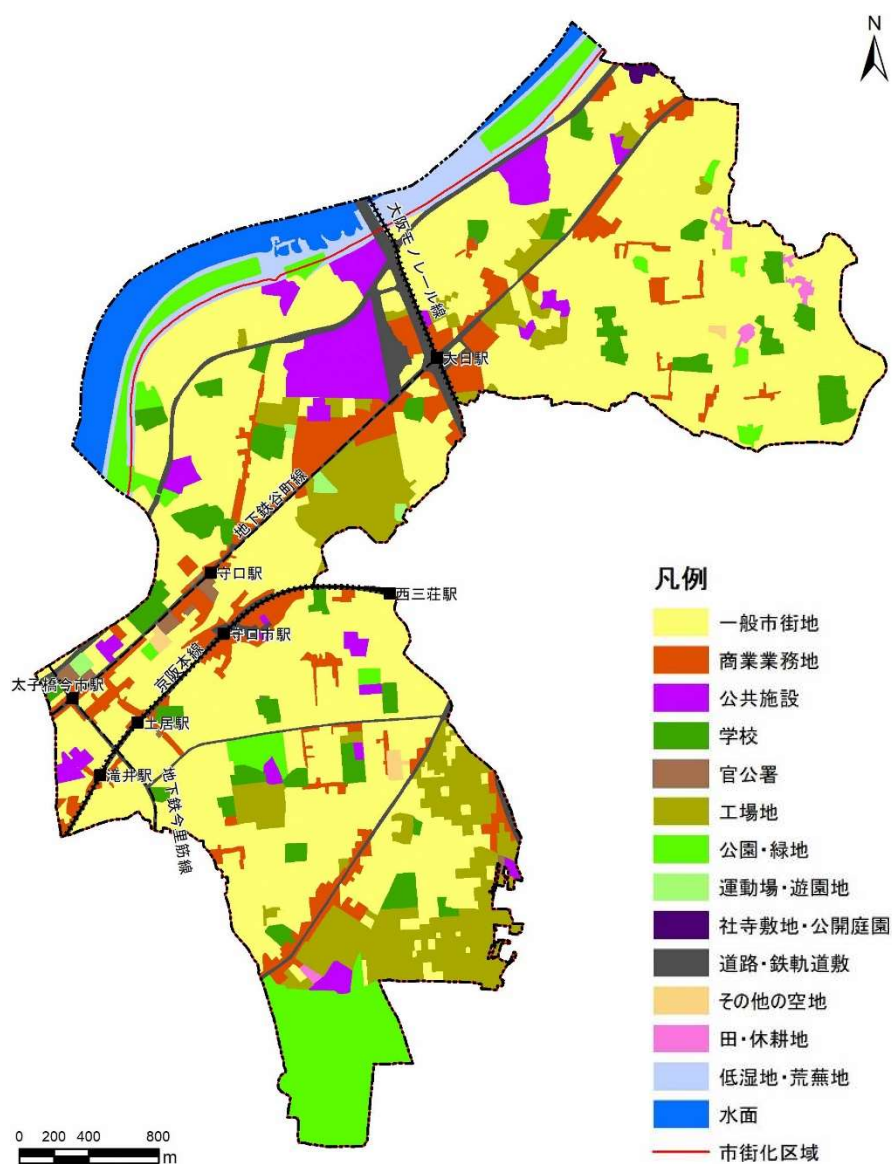


図2-2 土地利用現況図

(3) 都市公園

本市の都市公園の現況は、図2-3のとおりです。

市内における都市公園は、街区公園が56箇所、近隣公園が3箇所、地区公園が1箇所、淀川河川公園、鶴見緑地の計62箇所あります。面積は、101.9haであり、市民一人当たり面積に換算すると7.2㎡/人です。さらに、市街地である市街化区域に限定した場合は、全体で81.1haで、市民一人当たり面積は5.7㎡/人です。

都市公園法において、標準とされている市街地における一人当たり面積の5㎡/人を超えており、一定程度の緑地を確保しています。

平成25年度と比較すると、市街化区域において79.5haから1.6ha増加しています。また、市民一人当たり面積においても、5.4㎡/人から0.3㎡/人増加しており、市内の都市公園は増加傾向にあります。

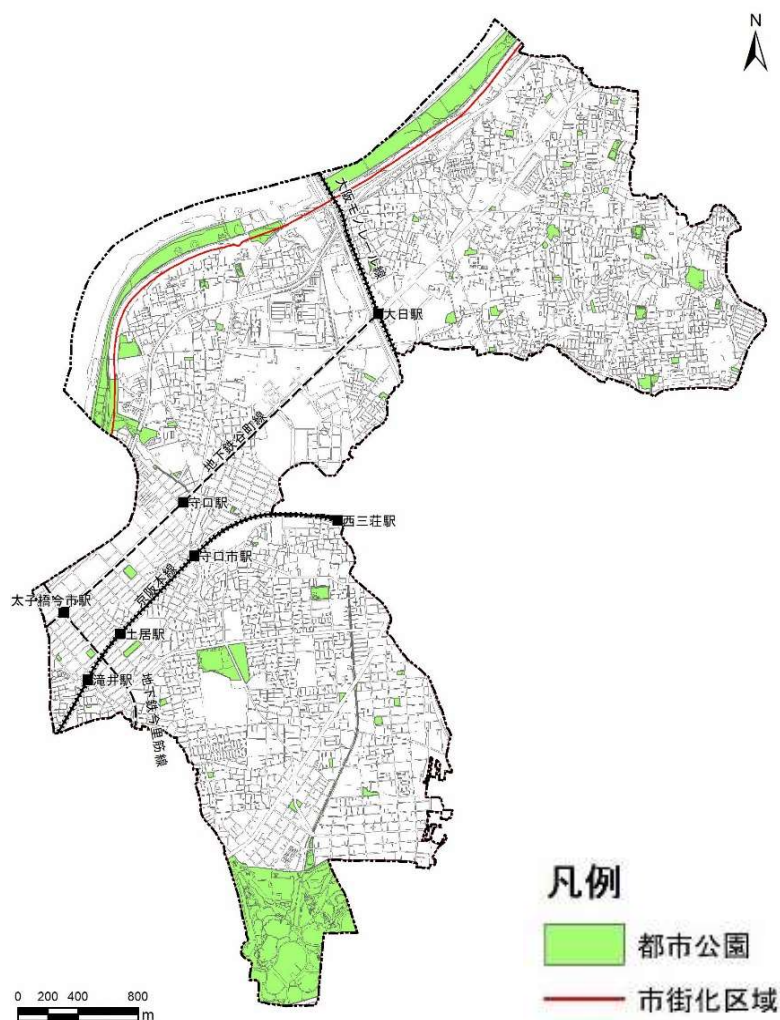


図2-3 都市公園現況図

～参考～

都市公園の現況

〈全体〉

	平成 25 年度 (前計画)		令和 5 年度 (現況値)	
都市公園	100.3ha (79.5ha)	6.9 m ² /人 (5.4 m ² /人)	101.9ha (81.1ha)	7.2 m ² /人 (5.7 m ² /人)

()内は、市街化区域内の数値

〈公園種別毎〉

	平成 25 年度 (前計画)		令和 5 年度 (現況値)	
街区公園	12.4ha		12.6ha	
	0.85 m ² /人		0.89 m ² /人	
近隣公園	2.7ha		4.1ha	
	0.18 m ² /人		0.29 m ² /人	
地区公園	6.3ha		6.3ha	
	0.43 m ² /人		0.44 m ² /人	
淀川河川公園	24.9ha(※)		24.9ha(※)	
	1.71 m ² /人		1.75 m ² /人	
鶴見緑地	54.0ha		54.0ha	
	3.70 m ² /人		3.80 m ² /人	

※内訳として、市街化区域内:4.1ha、市街化区域外:20.8ha

(4)地域制緑地

本市の地域制緑地の現況は、図2-4のとおりです。

地域制緑地の中で大半を占めるのが、河川区域および生産緑地地区です。河川区域については、103.4ha で、生産緑地地区の面積は、約 8.4ha です。

平成 25 年度と比較すると、河川区域について、増減はありません。生産緑地地区については、60 地区(10.3ha)を指定していましたが、12 地区(1.9ha)減少しています。

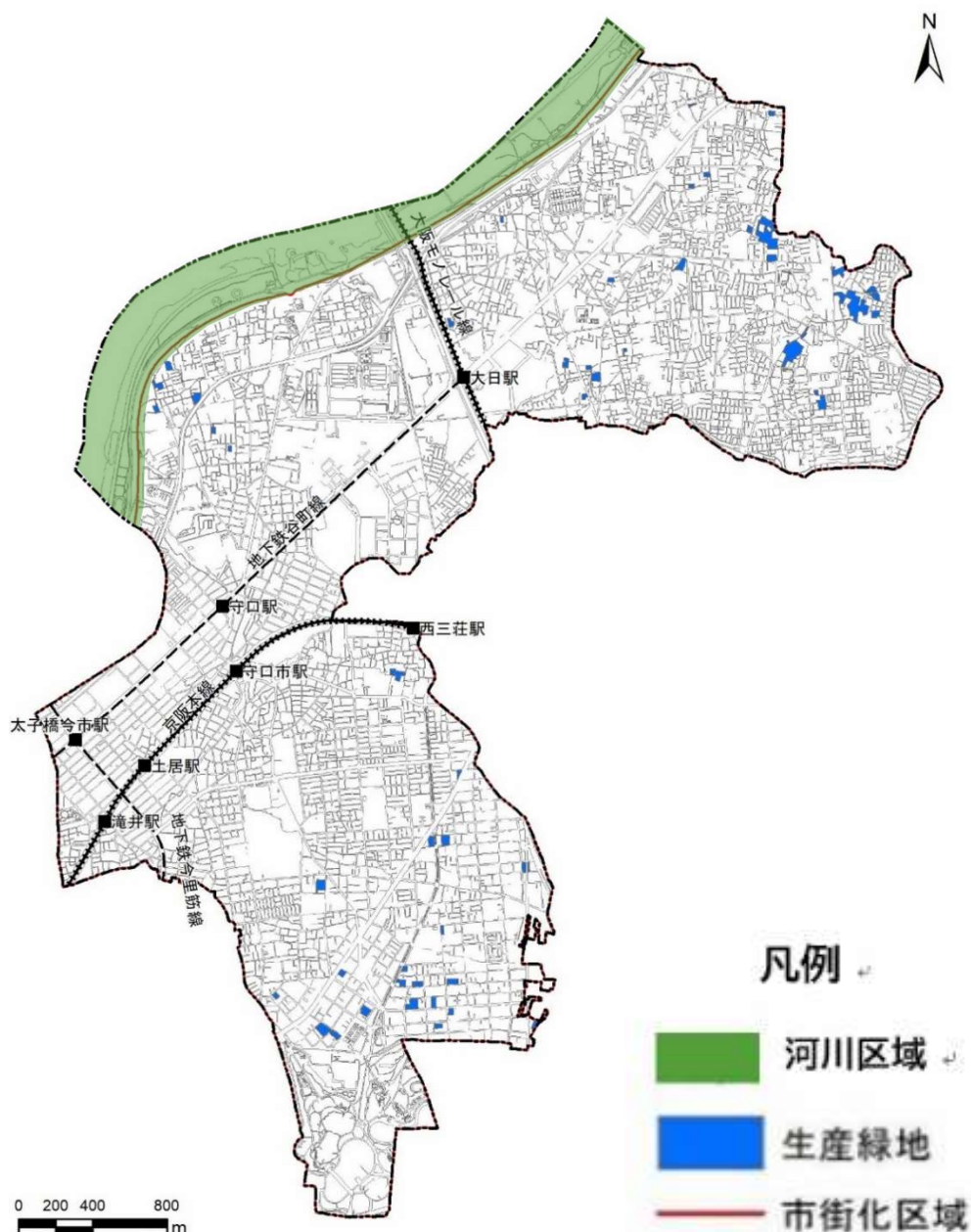


図2-4 地域制緑地現況図

(5) 緑被の現況

本市の緑被の現況は、図 2-5 のとおりです。

市全域の緑被地※は約 198.3ha、緑被率(市全体面積に対する緑被面積の割合)は 15.6%となっています。

緑被地の分類(面積)は図 2-6 のとおりで、樹木地が約 130.9ha(10.3%)、草地が約 62.3ha(4.9%)、農地が約 5.1ha(0.4%)となっています。

※緑被地とは樹林地や草地、農地などの緑に覆われた土地のこと。

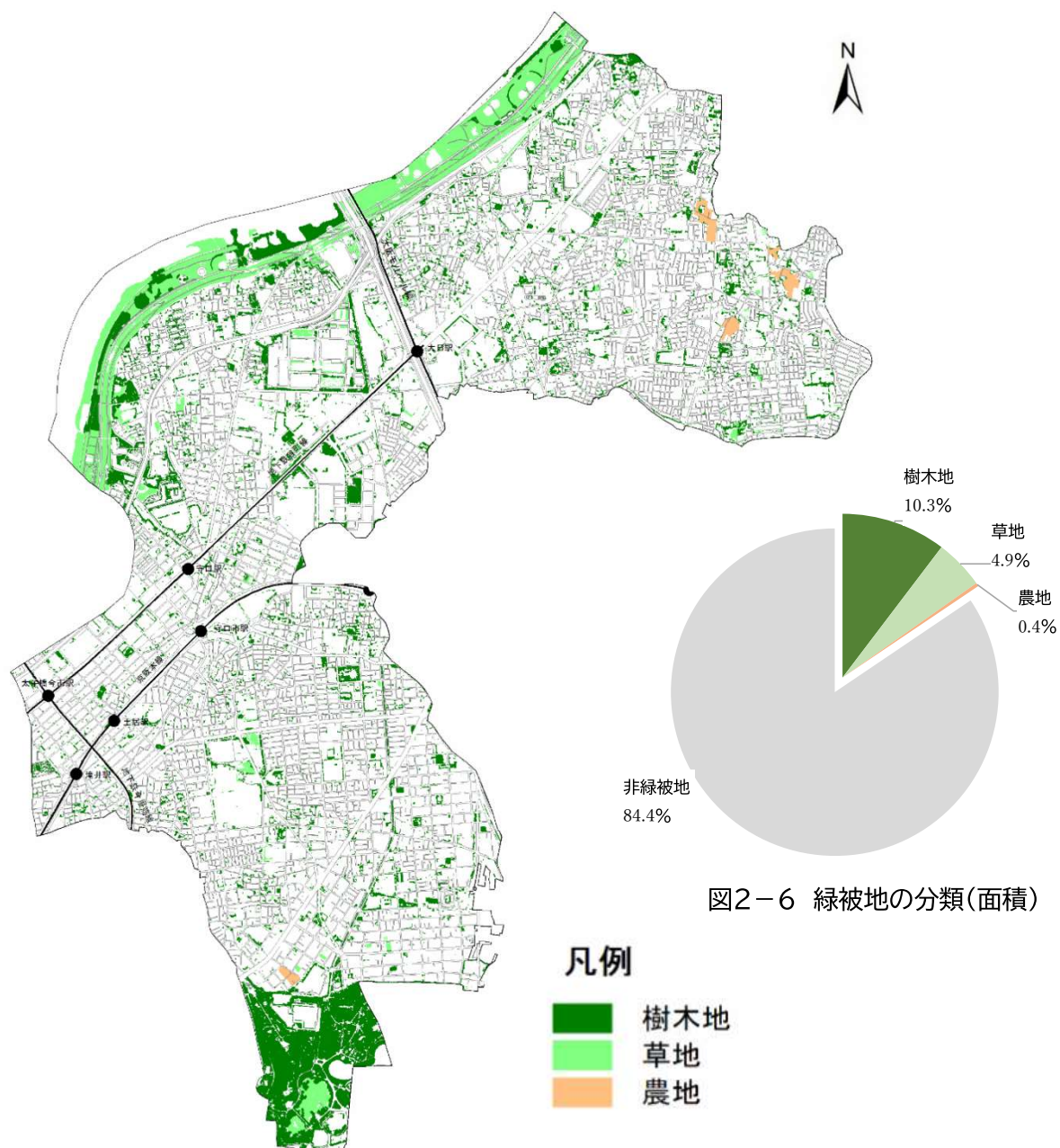


図2-5 緑被現況図

(6) アンケート調査

本市における緑・花に関する意識等は、主に以下のとおりです。

アンケート対象	主に市民を対象
調査実施期間	令和 5 年 12 月 15 日～12 月 28 日
実施方法	守口市オンライン申請システムによるアンケート
回答状況	875 人(うち守口市民以外4人)

①守口市全体の緑の量について

「多い」、「やや多い」の回答割合が 19.2%、「やや少ない」、「少ない」の回答割合が 80.5% であり、多くの方が現在の守口市全体の緑の量が少ないと感じています。

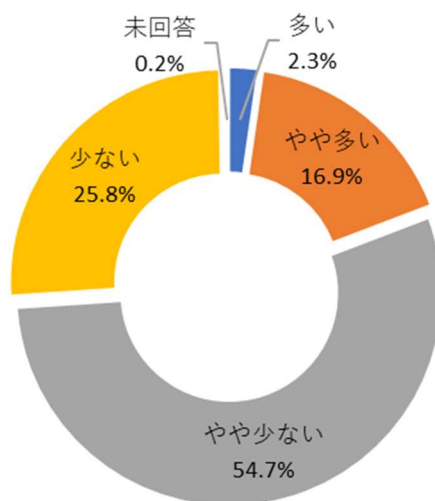


図2-6 守口市全体の緑の量について

②守口市全体の緑の量に対する満足度について

「とても満足」、「やや満足」の回答割合が 31.6%、「やや不満」、「とても不満」の回答割合が 67.9%となっています。

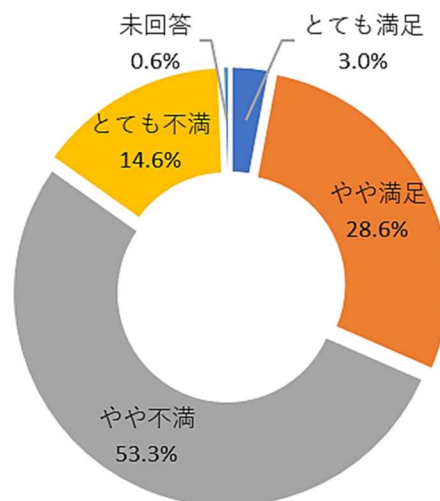


図2-7 守口市全体の緑の量に対する満足度

③守口市の緑で充実させるべきもの(上位3つまで)

「公園や緑地の緑」の回答割合が 25.2%、「街路樹など道路の緑」の回答割合が 22.8%、「駅前など多くの人が集まる場所の緑」の回答割合が 21.6%であり、この3つの回答で約 7割を占める結果となりました。

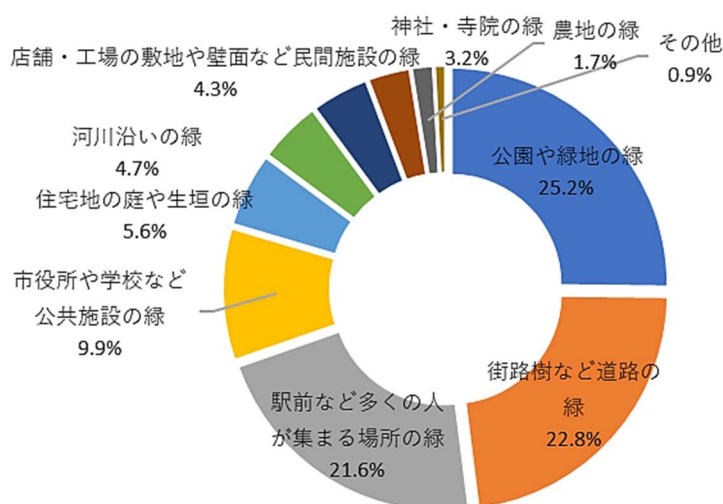


図2-8 守口市の緑で充実させるべきもの

2-3 緑に関する課題

(1) 緑の量を維持しつつ、質の高い緑を創出

本市の市域全体の緑の量である緑被率は、15.6%で、大阪府全体は17.2%(平成14年時点)、近隣市と比較すると寝屋川市は18.4%(平成30年時点)、門真市は11.1%(平成29年時点)、大阪市は10.4%(平成24年時点)となっており、本市の数値は平均的であり、この水準を維持する必要があります。

公園については集約化や再整備など老朽化を迎える時代に対応しつつ、維持してきました。一方、生産緑地地区については、追加する地区に対して廃止する地区が多く、減少傾向にあるため、農地の保全が必要となっています。

公共施設の緑については、効率的な行政をめざし、公共施設の統廃合等を進めてきたことから、減少傾向となっています。

また、市民アンケートにおいても、多くの市民が市全体の緑の量について少ないと感じており、それに対する満足度も低くなっています。

本市の緑に満足できると考える市民を増やすためにも、市街地の中に点在する公園や街路樹などを適切に維持・保全することにより、緑の量を確保しつつ、質の高い緑を創出することが求められます。

(2) 公園の老朽化

本市では高度経済成長期の急速な市街化の進展により小規模な公園が数多く整備されましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化に伴い、時代のトレンドに合わないケースがみられます。環境変化に対応して、公園の整備・再整備を進めていくことが課題です。また、管理運営レベルを高めていくため、都市公園において、指定管理者制度等や包括的民間委託を導入します。

(3) 市民協働施策

本市には、緑の確保と保全及び緑・花意識向上の啓発を図るため、公共施設等への花苗の植え付け、水やり等の活動を行っている緑・花グループがあります。また、公園の草刈りやトイレ清掃等を自主的に行っているボランティアグループもあります。近年、このようなボランティアグループの高齢化が進んでおり、市民主体による緑・花活動を継続していくための体制確保が課題です。

第 3 章 計画の基本方針と目標

3-1 基本理念

みんなで

つく 創り、そだ 育て、つな 継ぎ、まも 防る

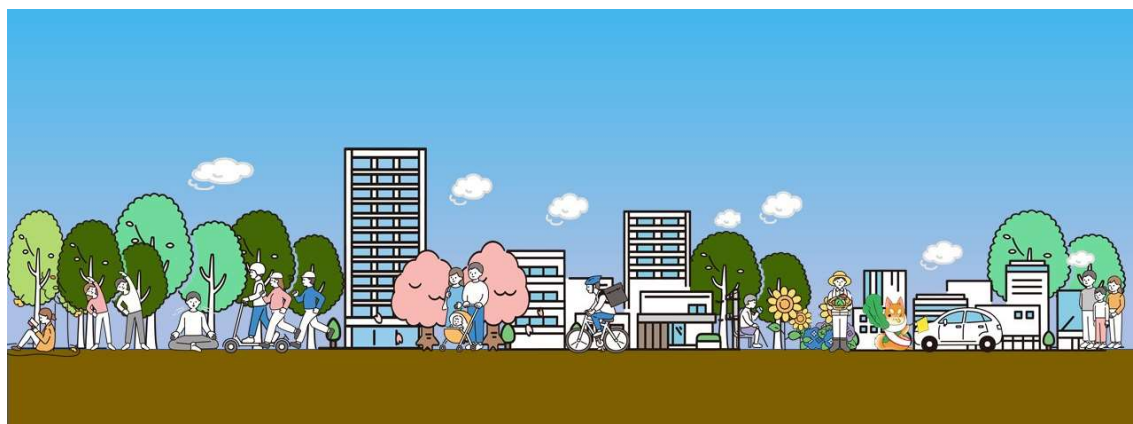
守口の緑・花

私たちの身の回りの緑は、市民の憩いの空間でありながら、ヒートアイランド現象の緩和など、生活環境を支える存在であるとともに、環境教育の場、そして緊急時の避難場所や延焼防止など安全・安心な暮らしを支える機能を持つ、市民生活に欠かせない貴重な市民共通の財産です。

また、ひとたび破壊されると、その回復は非常に困難です。そのため現存する緑を守り、都市景観上の重要な緑や歴史的に貴重な緑を積極的に保護、育成していく必要があります。

これらの貴重な緑や自然にふれあう機会を提供することにより、花と緑に対する意識の向上を図りながら、過去から受け継いだ貴重な緑を次世代へ引き継いでいかなければなりません。

本市では、「みんなで創(つく)り、育(そだ)て、継(つな)ぎ、防(まも)る守口の緑・花」を基本理念とし、官民自らが新たな緑地を創出していくことと共に、既存の緑を健全な姿で発展させ、次世代に継承していくことで、市全域に彩り豊かな緑のある魅力的なまちづくりにつなげていきます。



3-2 基本方針

本計画における基本理念に基づき、貴重な自然環境を暮らしの中に活かしながら、快適な都市環境との両立を図ることが求められます。そのため、本計画では次の4つの基本方針を定めます。

創

花と緑がまちなみを^{つく}創る

公共施設、民間施設のそれぞれにおいて、花や緑を育て、暮らしの中で緑を実感できる彩り豊かなまちなみを創ります。また、市内に点在する緑をつなぎ、市域全体に広がる緑のネットワークをつくります。

育

花と緑を共に^{そだ}育てる

緑は、多様な四季の変化を実感できる快適な生活環境や、美しい景観を創出することにより、生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。快適な生活環境の創出のために、市民(民間事業者)・関連団体・行政が連携し、花と緑を育みます。

継

花と緑を育み^{つな}継ぐ

緑を育むことは、レクリエーション活動や、健康づくり、コミュニティづくりに加え、次世代の子供達の感受性を養うことにも寄与します。次世代に緑を残し、過ごしやすいまちづくりに継げるため、官民が連携して保全に努めます。

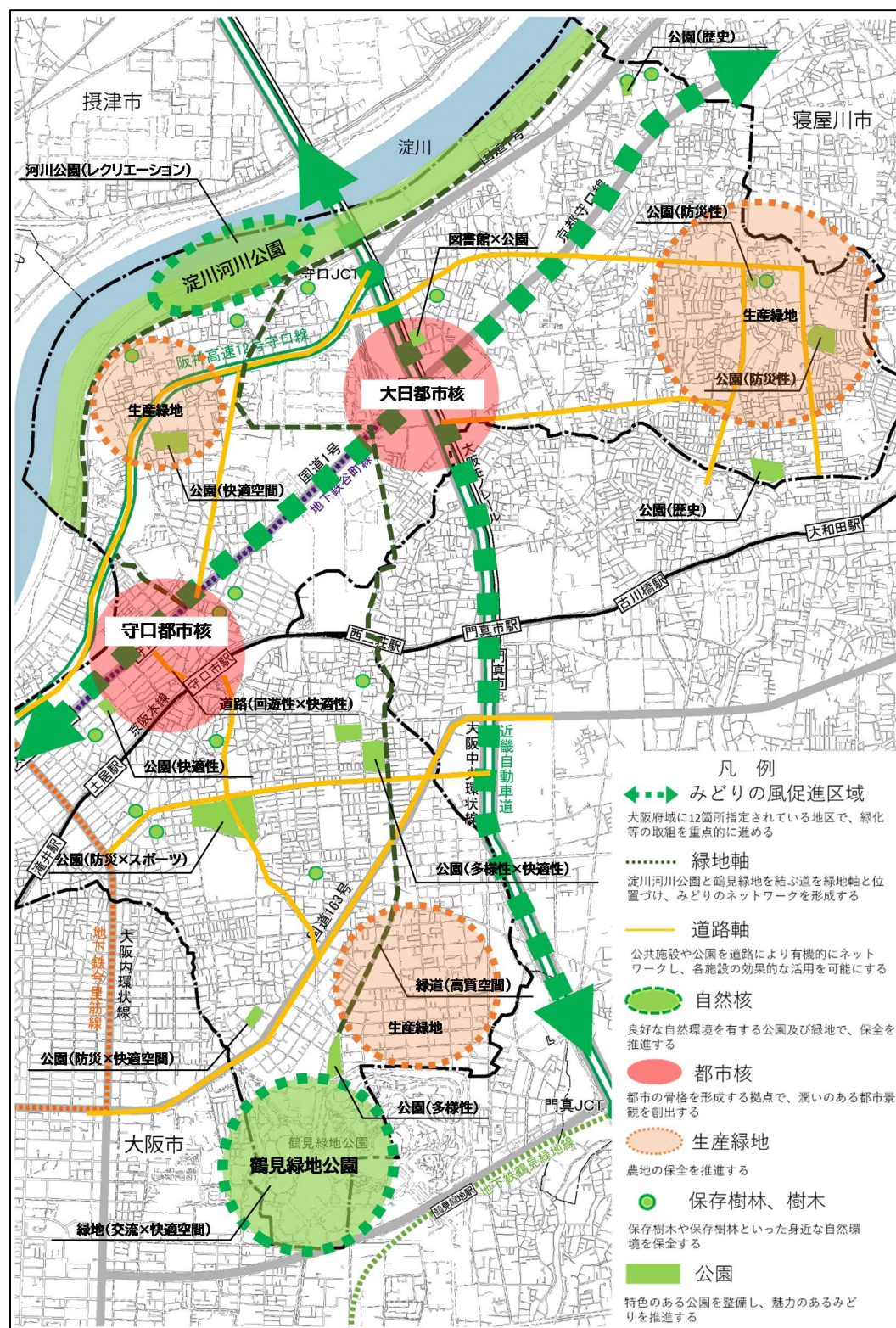
防

花と緑でまちを^{まも}防る

都市公園をはじめ道路等の公共オープンスペースは、「延焼遮断帯」となり、被害の軽減に大きな役割を果たします。緑を適切に確保することによりまちの安全性・防災性を高め、まちを防ります。

3-3 緑の将来都市像図

基本方針に基づき、緑のあるべき姿を示すものとして、将来都市像図を設定します。



3-4 緑の将来目標

基本方針を踏まえ、以下の将来目標を設定します。

今後予定される都市公園の整備や人口予測に基づき、都市公園の一人当たり面積の目標水準を設定します。緑被率は、生産緑地地区をはじめとする農地が減少傾向にありますが、緑の量を維持することは重要であるため、現状以上と設定しました。

また、緑を生かした豊かさや賑わいのあるまちの達成に向けて、緑の質を向上させる取組みを推進し、緑の量に対する満足度の向上を目指すため、目標水準を設定しました。

(1)都市公園の一人当たり面積目標水準

	現状 (令和5年度)	目標年次 (令和13年度)
都市公園の 一人当たり面積 目標水準	5.7 m ² /人	6.2 m ² /人

(2)緑被率の目標水準

	現状 (令和5年度)	目標年次 (令和13年度)
緑被率	15.6%	15.6%以上

※守口市域 1,271ha に対する緑被地の割合

※緑被地とは、樹林地や草地、農地などの緑に覆われた土地のこと

(3)緑の量に対する満足度

	現状 (令和5年度)	目標年次 (令和13年度)
満足度	31.6%	50.0%

※市民アンケート結果：満足している(3%)+やや満足(28.6%)=31.6%

第4章 施策の展開

4-1 施策の体系

基本理念を実現するための基本方針に基づく施策の体系を示します。



創

花と緑がまちなみを創る

【施策の考え方】

都市公園等の緑は、レクリエーション、防災、都市景観の確保など、緑の有する多様な機能を効果的に発揮させる上で、重要な役割を担っています。特に都市化が進展している本市では、市街地の中の貴重なオープンスペースとしての公園等の重要性が高まっています。まちなみ創りとして、市全域で緑を感じることができるよう都市公園等の緑地を計画的に整備します。

また、市域全体の緑・花を目指すためには、行政だけでなく民間企業、市民の協力も必要となります。市民が多く集い、地域のシンボルとなる小中学校や地域コミュニティセンターなどの公共施設における緑の充実に努めます。民間施設においては、市民や民間事業者が身近な場所の緑・花を推進することで、緑の創出を図ります。

それらの緑を市域でつなぐ質の高いネットワーク形成を目指し、官民一体となって緑の溢れるまちを目指します。

【施策内容】

①まとまりのある緑を創出する公園の整備

- ・ 公園は、市民の健康づくりやレクリエーション活動を推進し、コミュニティ形成の場にもなることから、計画的に整備、再整備に努めます。
- ・ 地域ごとにバランスの良い公園配置を目指し、公園ごとに特色をもたせることにより、地域全体での魅力のある公園づくりを目指します。



レクリエーション活動



コミュニティ形成の場

②つながりをもたせる緑道の維持管理

- ・ 連続した大きな緑のつながりを形成する緑道が高質な空間となるよう整備、維持管理することで、市民が四季の変化を感じることができるとともに、ゆとりと潤いをもたらし、回遊性を向上させる空間づくりに努めます。



桃町緑道公園



西三荘ゆとり道

③街路樹の整備

- ・ 都市景観に潤いを与える道路景観を形成するため、道路幅員に応じて様々な緑・花を検討し、市道の街路樹を整備することで、快適な空間を創出します。
- ・ 街路樹の整備できない場所においては、ストリートファニチャー等を活用し、緑・花の創出を図ります。



グリーンスポット



街路樹

④公共施設の緑・花

- ・ 公共施設の接道部は、植栽を配置し歩行者の緑の視認性を高め、視覚的な広がりと潤いを提供するために、道路後退により「ゆとり空間」を確保し、接道部の緑・花(生垣)を積極的に導入することで、地域に開かれた緑の空間づくりを行います。

- ・ 小中学校や地域コミュニティセンターなどの公共施設において、施設の新築や改築時に敷地内の植栽に取り組み、積極的に地域のモデルとなる緑と、潤いのある環境づくりを進めていきます。また、ヒートアイランド現象の緩和のため、屋上緑・花などについても検討を行います。



東部エリアコミュニティセンター



市民体育館

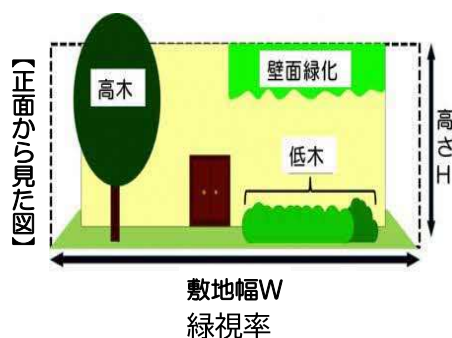
⑤民有地の緑・花

- ・ 「みどりの環境をつくる条例」により、開発者に対して、敷地内に一定の割合で植栽するよう要請します。また、敷地面積が1,000㎡以上の場合は、地上部の緑・花に加え建築物上(建築物の屋上、壁面又はベランダ等)の緑・花を要請します。

⑥緑・花の誘導

- ・ 大阪府が定めるみどりの風促進区域において、緑化を促進するため平成24年4月に定めた「国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画」に基づき、区域内における建築物の敷地及び構造物に関する制限ならびに緑化率の最低限度等を設定し、建築物の建ぺい率の最高限度を緩和し、緑視率と緑化率の向上を図ります。

※緑視率とは：敷地の道路側立面に対する緑の立面積(道路から見た緑)の割合



イオンモール大日店

育

花と緑を共に育てる

【施策の考え方】

市の緑に関する魅力を向上させるためには、利用頻度の高い箇所に緑を配置する必要があります。そのため、市の顔となる鉄道駅周辺には、歩行者が緑を感じ、積極的に歩行したくなるような緑の景観を創出し、魅力あるスポットを整備することで地域の魅力の向上につなげます。

老若男女多くの人が集まる公園及び緑地については、各公園の機能を整理し、機能分担を考慮するとともに、ボール遊びができる、遊び場広場がある、健康づくりができる、地域の歴史や文化を感じることができるなどの特性を生かした特色ある整備内容とすることで、魅力的な公園づくりをめざします。

また、守口市緑・花推進協議会では、本市をフィールドに、新たな趣向を見出し、市民協働を通じて地域の緑・花の推進及び普及啓発を行い、基本理念である「みんなで創り、育て、継ぎ、防る、守口の緑・花」に寄与する活動を行っています。

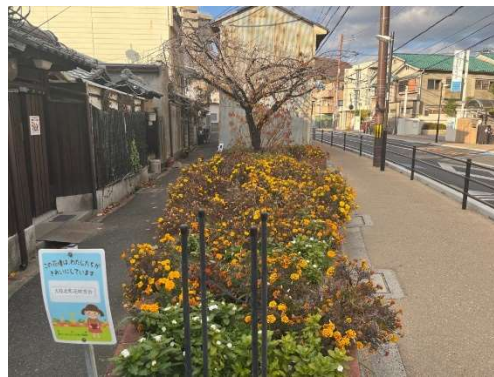
【施策の内容】

①緑・花活動の活性化

- ・ 花と緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、守口市緑・花基金を活用し、緑・花事業の推進に必要な財源に充てることで、緑・花の活性化に努めます。
- ・ 公園管理に携わるボランティア団体等への支援の充実のため、活動内容に応じて、作業に使用する物品等の提供をおこないます。
- ・ 公園や道路、民間施設の空きスペースを活用し、緑に関する活動の場を創出します。



花壇(公園)



花壇(歩道)

②民間活力の活用

- ・ 指定管理者制度により、民間事業者等が持つノウハウを活用した質の高い市民サービス提供や効率的・効果的な管理運営を実施します。また、都市公園に隣接する他の公共施設との一体的な管理により、双方が効率的に運営できる場合は、積極的に指定管理者制度を導入します。
- ・ 樹木剪定や施設点検等を包括的に発注することにより業務の効率化を図ります。



指定管理者が主催する植木市

③緑・花を学ぶ機会の充実

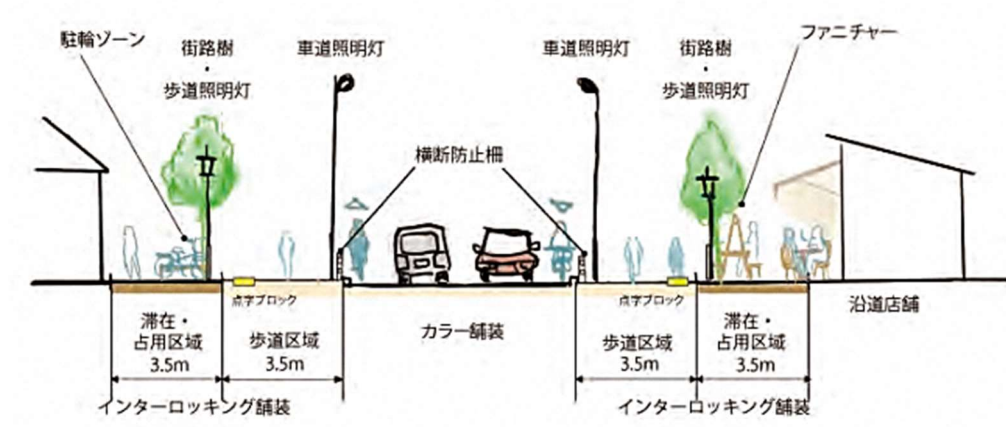
- ・ 学校校庭や花壇など、すでに緑・花した施設の適切な維持管理に努めることで、多くの生徒等が快適に利用できる場を提供します。
- ・ 小中学校などの教育施設と連携を図りながら、身近に緑と触れ合う機会を増やし、環境教育を推進する場として活用します。
- ・ 寄せ植え教室等、緑・花に関する講習会等を開催し、学ぶ機会を創出します。



学校内の植栽

④景観づくり

- ・ 京阪守口市駅から国道1号を結ぶ豊秀松月線は、「本市の顔となる新たなストリート」として、景観に配慮し、植栽で滞在空間と街路空間を分離するなど、居心地の良い空間の創出を目指すことで、市の魅力向上にもつなげます。
- ・ 都市計画道路の整備時には、街路樹などの道路植栽の効果的な配置を検討します。



植栽イメージ(豊秀松月線)



整備イメージ(豊秀松月線)

⑤魅力ある公園施設の整備

- ・ 地域コミュニティの形成の場づくりや公園の安全の確保など、魅力向上を進めるために、公園の整備にあたっては、ワークショップなど、市民や企業等が参加する仕組み作りを進めます。
- ・ さまざまな方が利用することを想定し、障がいのある子もない子もみんなで遊べるインクルーシブ遊具の導入を検討します。



遊具



ボール遊びができる公園

⑥普及啓発

- ・ 市民活動の活性化を図るため、本市の緑に関する取り組みを若い世代を含めた多くの市民が認知できるよう、広報誌、ホームページにて周知します。
- ・ 緑の活用方法や花の見どころの場所などの情報発信を積極的に行うほか、緑・花活動団体と連携しながら、定期的にイベントや講座を開催します。



FM 06・6993・8511

TEL 06・6991・8200

関 大枝公園パークセンター

大枝公園東側の円形花壇はか
市内在住の個人（小学生以下は保護者同伴が必要）

大枝公園東側の円形花壇はか
水やりなどは適宜実施。

水やりなどは適宜実施。
水やりなどは年2〜3回程度を予定、水やりなどは適宜実施。

水やりなどは適宜実施。
水やりなどは年2〜3回程度を予定、水やりなどは適宜実施。

水やりなどは適宜実施。
水やりなどは年2〜3回程度を予定、水やりなどは適宜実施。

「大枝公園花みどりサポーター」募集

大枝公園東側には守口市の緑化普及事業の一環として整備された、四季折々の植物が楽しめる円形花壇があります。

このたび、花の植え付けや水やり、除草などの作業についてお手伝いいただける「大枝公園花みどりサポーター」を次の通り募集いたします。公園スタッフと共に楽しく花壇づくりなどをしてみませんか。

円形花壇などのお世話（花の植え付けや、水やり、除草など）

植え付けは年2〜3回程度を予定、水やりなどは適宜実施。

大枝公園東側の円形花壇はか
市内在住の個人（小学生以下は保護者同伴が必要）

大枝公園パークセンター
TEL 06・6991・8200
FM 06・6993・8511



広報もりぐち

継

花と緑を育み継ぐ

【施策の考え方】

第 1 章 1-6「緑の機能」で示したとおり、緑には幅広く多様な機能があります。また、緑地は、CO₂ の吸収源として地球温暖化の緩和に貢献するものであり、人々が快適な生活を営む上で必要不可欠なものです。その緑の総量を減らさないことに加えて、都市景観上の重要な緑や歴史的に貴重な緑を積極的に保護、育成し、次世代に繋げていく必要があります。

重要な樹木等については、助成制度を活用し、維持管理が行いやすい環境を提供します。また、都市部において貴重なまとまった緑である農地についても、減税の優遇措置がある生産緑地地区制度の活用による保全等に関する情報の提供に努めます。

本市の緑の中心となる公園は開園から 40 年以上経過したものが多く、遊具や設備等の老朽化が進んでいることから、計画的な施設の修繕、改修が必要となっています。街路樹などについても適切な維持管理を行います。

また、都市において多様な生物が生息・生育できる空間が少なくなっていることから、生物多様性の確保と持続的な利用に係る施策を進めていくことが必要です。地域に身近な自然とのふれあいの場を確保し、自然や生物多様性の重要性についての理解を促進します。

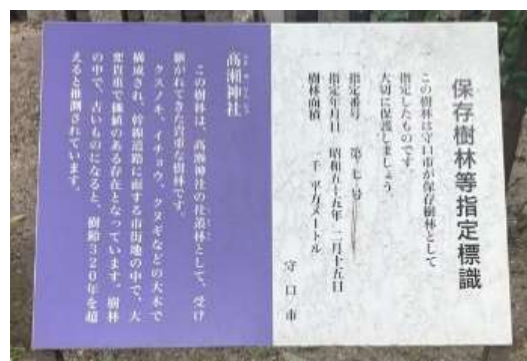
【施策内容】

①緑の保全

- ・ 市及び市民、事業者等が共同し、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、「みどりの環境をつくる条例」に基づき、みどりの推進地区、保存樹林等の指定をしたものに、助成を行うことで、緑の保全の推進を目指します。
- ・ 定期的に樹木の専門家等を派遣し、樹木管理をサポートし、保全に努めます。
- ・ 道路や公園等の植栽については、老木や倒木の危険のある樹木を把握し、計画的に植え替えし、新陳代謝を図ります。



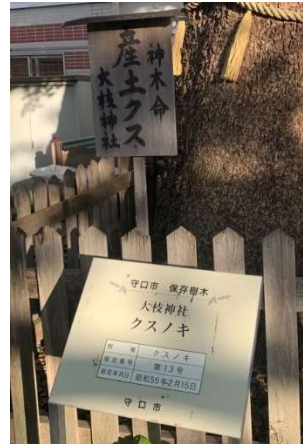
保存樹林



保存樹林表示板



保存樹木



保存樹木表示板

②農地の保全

- ・ 生産緑地地区や特定生産緑地の制度の周知を行い、農地の保全に努めます。
- ・ 生産緑地地区や特定生産緑地を廃止する場合は、農業委員会と連携の上、斡旋を行い新たな農業従事者の創出に努めます。
- ・ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借や市民農園による活用方法を紹介することで農地の保全を図ります。
- ・ 定期的に農地パトロールを行うことで、遊休農地の発生防止に努めます。



守口大根



生産緑地地区

③公園の維持管理

- ・ 都市公園は、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保に寄与するとともに、豊かな地域づくりに資する市民の活動の場、憩いの場を提供するものであることから、適切に維持管理を行います。
- ・ 施設老朽化に対応して必要な長寿命化対策や施設更新を実施するとともに、あまり使われていない施設や維持管理の負担が大きい施設等の撤去や簡素化、統廃合を進めます。
- ・ 施設や設備の破損などにより公園の機能が損なわれないよう、優先度を付けながら施設や設備の修繕・改修を行います。
- ・ 公園施設のライフサイクルコスト縮減とともに、今あるものをできるだけ長く使えるように長寿命化対策を計画的に実施します。
- ・ 市民協働の受け皿としての「公園ボランティア」を促進するとともに、公園利用団体が公園清掃や施設点検等に気軽に参加できる仕組みを整えます。

④生物多様性の保全

- ・ 淀川河川公園周辺は、生物多様性ホットスポット(淀川ワンド群)の一部として、イタセンパラといった絶滅危惧種が生息する自然環境を有します。生物多様性の認知度を向上させるため、イベントの開催や広報などの多様な手法を用いた生物多様性の保全に関する普及啓発に努めます。

防

花と緑でまちを守る

【施策の考え方】

災害が多発する近年、防災・減災対策は、重要な施策の一つであり、その一層の強化を図る必要があります。公園・緑地等は、災害時における避難空間としての機能が期待され、道路の街路樹は、延焼遮断機能も有しています。緑の配置においては、地震災害、火災、水害などの災害に対してどのような防災上の役割を担うかを検討し、都市の安全に寄与する緑の整備、保全に努め、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

【施策内容】

①減災機能の強化

- ・ 内水被害を軽減させるため、道路や園路の舗装整備時に雨水を地下へ浸透させる機能がある透水性舗装の導入を検討します。

②防災機能の強化

- ・ 水害に備えた貯留施設等の整備として、公園などの広い敷地を確保できる箇所においては、地下貯留施設の設置を検討し、防災性を高めます。
- ・ 避難場所となる公園においては、火災から避難者を守り、延焼を防ぐことができるような防火樹木の配置や一時的に避難することができるオープンスペースの確保を検討します。
- ・ 街路樹の延焼遮断性を向上させるために、道路整備時には、防火性の高い樹木の配置を検討します。



延焼遮断性



防火樹林

③避難場所としての公園防災機能の充実

- ・ 公園の整備・再整備時に貯水施設の整備を検討します。
- ・ 防災施設等の防災上必要なものについては、公園全体の整備・再整備とあわせて計画的に導入を進めます。また、地域住民が主体となった防災活動を円滑に実施するための防災備蓄倉庫等の設置も検討します。



防災備蓄倉庫



マンホールトイレ



防災パーゴラ



かまどベンチ

④防災協力農地の拡大

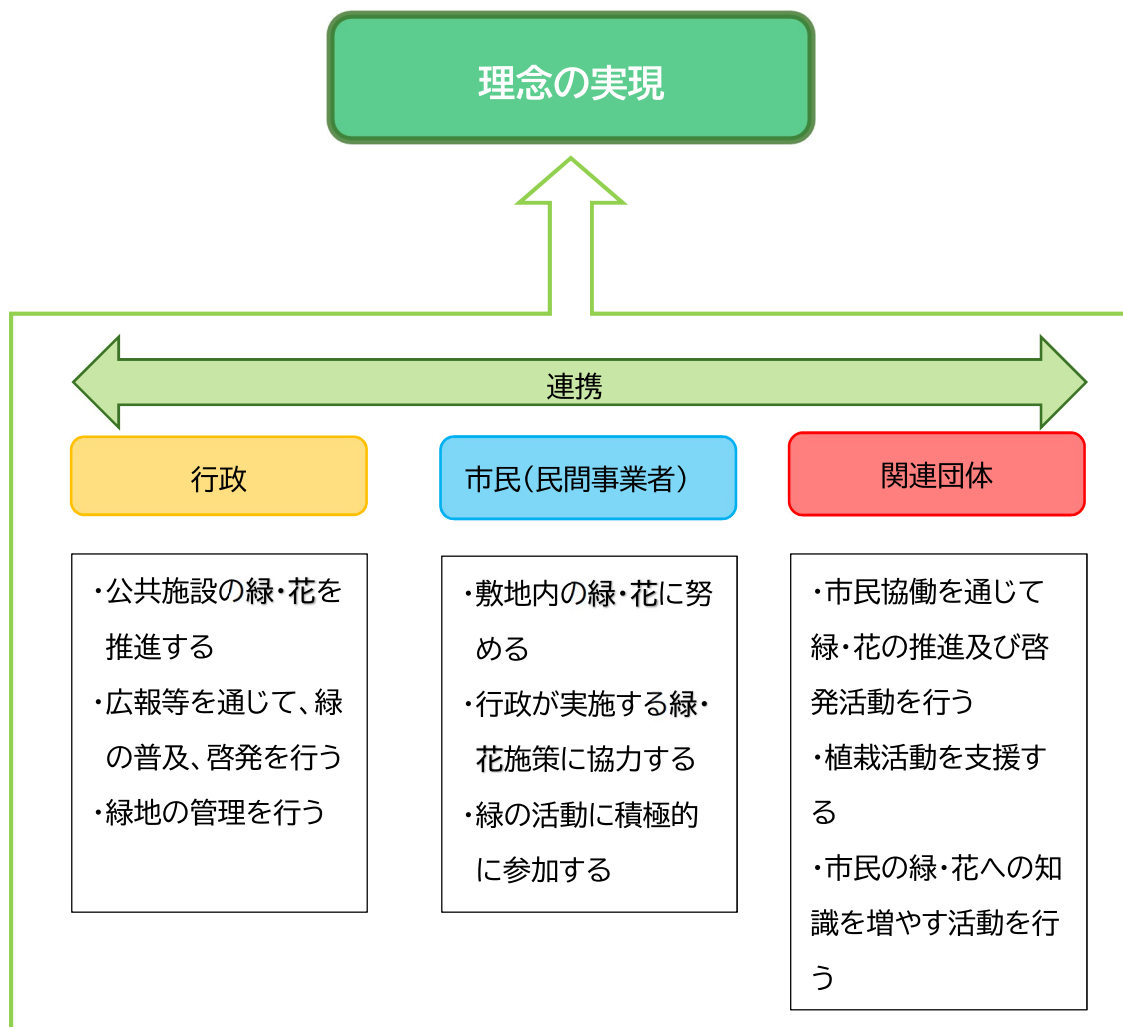
- ・ 災害発生時における避難空間、復旧用資機材置場、支援物資等集積場、応急仮設住宅建設用地等として活用する防災協力農地について、災害時の市民等の安全確保及び災害復旧活動の円滑化が図られることから、農家の協力を得て拡大します。

第 5 章 花と緑の基本計画の推進

5-1 進行管理

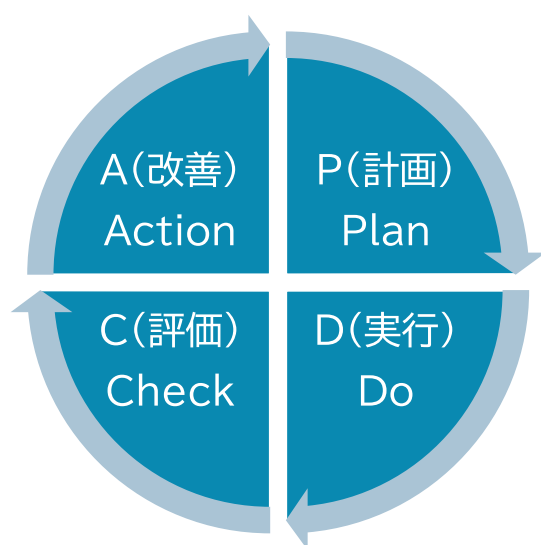
本市では、「創り(つく)、育て(そだ)、継ぎ(つな)、防(まも)る」を基本理念とし、花と緑のあふれるまちの実現を目指します。

そのためには、公園や道路の公共施設の緑だけではなく、民間施設や民有地等の緑・花を推進するとともに、併せて、それらの緑を管理・保全していくことが重要となります。そこで、第4章で示した緑・花及び緑地の保全に関する個別施策を行政だけではなく、市民(民間事業者)・活動団体と連携し、積極的に推進することが必要です。



5-2 進捗管理

本計画の推進にあたっては、各施策を実効性のあるものとしていく必要があります。そのため、計画に記載されている取組を着実に実践し、PDCAサイクルを確立することとします。また、社会情勢や市民ニーズの変化に併せて、必要に応じて計画を見直します。



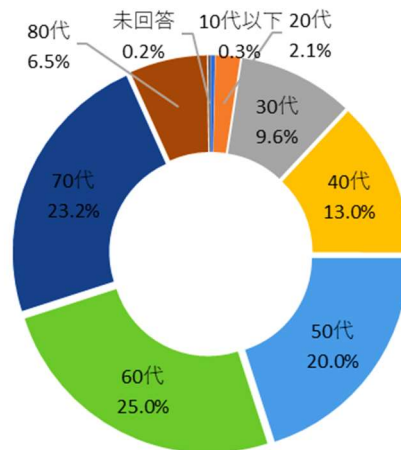
資料編

緑に関するアンケート調査結果

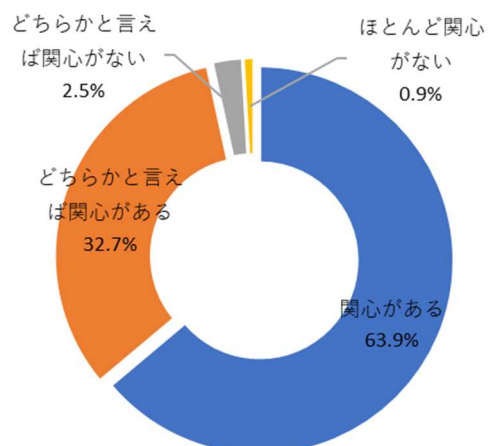
第2章 2-2(6)の緑に関するアンケート結果は以下のとおりです。

アンケート対象	主に市民を対象
調査実施期間	令和5年12月15日～12月28日
実施方法	守口市オンライン申請システムによるアンケート
回答状況	875人(うち市民以外4人)

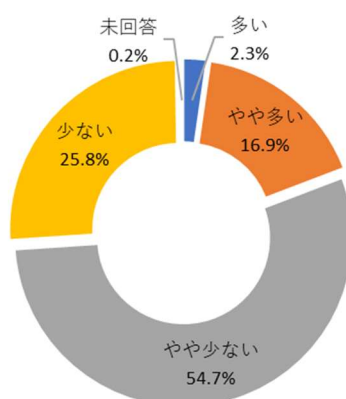
1.年代



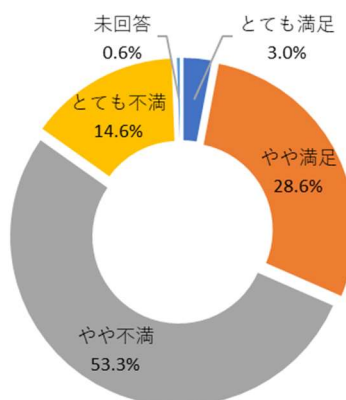
2.緑への関心



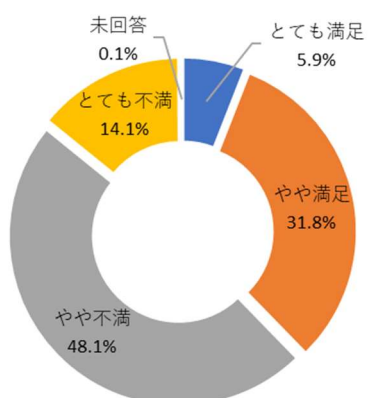
3.市全体の緑の量



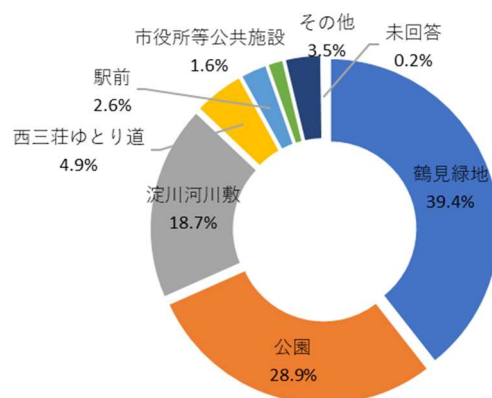
4.市全体の緑の量に対する満足度



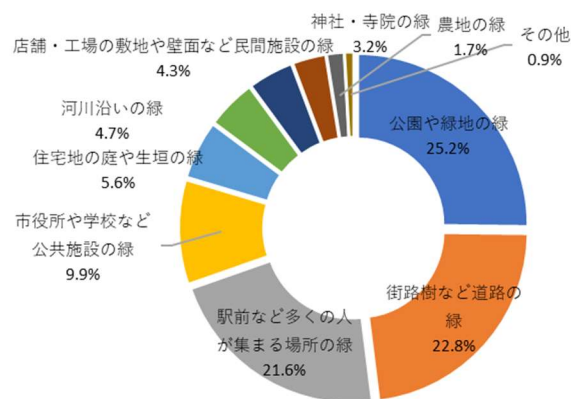
5.身近な緑に対する満足度



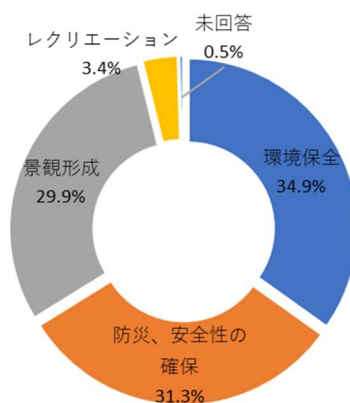
6.守口市の緑で連想する場所



7.守口市の緑で充実させるべきもの



8.守口市の緑花施策を進めるにあたり必要な視点





守口市